

令和元年6月20日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03894

研究課題名(和文) 親密な関係における暴力加害者の特徴と暴力から離脱する過程の臨床社会学的研究

研究課題名(英文) Clinical Sociological Study on Characteristics of Violent Perpetrators in Intimate Relationships and the Process of Desistance from Violence

研究代表者

中村 正 (Nakamura, Tadashi)

立命館大学・産業社会学部・教授

研究者番号：90217860

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：暴力が遍在する社会のなかで個々の暴力加害者が自らの暴力を語ることは難しい。仮に事実としての暴力を振るったことを認めた場合でも、責任を認め、内省を深め、贖罪をなし、行動を変化させることは至難の課題である。暴力に対して、その加害者個人のパーソナリティだけに要因を帰してしまうのではなく、社会のなかに暴力を肯定する意識や態度があり、それを凝縮するようにして加害男性の人格と行動があり、暴力を表出させていると把握し、暴力臨床へと向かう受講命令制度の必要性和効果についての基礎研究とした。男性性ジェンダーからの暴力論を構築しつつ虐待ともかわり介入した後の脱暴力支援に向けた変化の諸過程を把握した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2000年代に入り、何らの関係性にある者同士の対人暴力問題への対応が進んでいる。ストーキング、DV、子ども虐待・高齢者虐待、面前DV、恋人間暴力等への介入である。なお未着手の課題は加害者対策である。本研究の学術的意義としては、親密な関係性における暴力の理論を事例検討の手法をとおして展開してきたことがあげられる。さらに、臨床社会学的な社会制度として、DV事案での保護命令、ストーキング事案での接近禁止命令、子ども虐待の事案での親子分離に賦課して命令を指示する制度がある。離脱にむかう脱暴力の機会提供としてできることを根拠づける治療的司法論を提案したことと重ねて社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：This research is based on project study what kinds of social and clinical practice for offenders in family violence and child abuse is effective. A public policy issue to be discussed here is cooperation with family courts, child protection center, and civil affairs, and in any case, it will be useful and necessary to establish a system to order offenders to undergo counseling or group work so that they may have the opportunity to live without violence, and to establish an offender therapy system from a psycho-social-behavioral perspective. This research intends to gather the basic information for creating the intervention and the support system. For this purpose, we analyzed the reunion process of twelve family examples that were intervened by child protection agency in Kansai Areas. According to our results, we proposed some answers to resolve family violence issues in the theory of therapeutic jurisprudence.

研究分野：社会学

キーワード：ドメスティック・バイオレンス 子ども虐待 男性性 ジェンダー 暴力 加害者臨床 親密な関係性 家族

様式 C - 19, F - 19 - 1, Z - 19, CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

DV, 虐待, ストッキング, ハラスメント等, 何らかの関係性にある者の暴力が顕著になってきたことが本研究の社会的背景である。しかもその加害は男性であることが多いことにも着目した。この問題について「親密な関係における暴力加害者の特徴と暴力から離脱する過程の臨床社会学的研究」として課題を立てた。申請者のこれまでの加害男性への脱暴力相談や家庭内暴力についての理論研究と実践にもとづき, 暴力から離脱するための臨床社会学的実践と政策・制度の構築が要請されていると考えたからである。

### 2. 研究の目的

親密な関係性における暴力から離脱する支援の臨床社会学的実践ならびにそのための政策・制度の構築に資することが目的である。申請者のこれまでの研究と実践にもとづき, 男性性ジェンダー論の構築による暴力生成の説明, 暴力を肯定する意味づけ(認知)の仕方の把握, 問題解決行動としての暴力を選択する過程, 親密な関係性についての認知の特徴, 暴力を中和化しようとする語彙と論理(正義やコントロールの観念)の把握, 社会のもつ暴力性を自己へと環流させる過程の諸相を区分けし, 暴力加害男性との対話, 面談をとおして考察を加えることとした。とくに親密な関係性における配偶者へのDVと子どもへの虐待が起こる家族システムの特徴に着目し, 男性性ジェンダー論による暴力加害者の特徴と暴力からの離脱過程の臨床社会学的研究を行うことを目的とした。

### 3. 研究の方法

これまで申請者は虐待, DVをはじめとした家庭内暴力の臨床に取り組み, それを「関係性の病理」として位置づけ, 社会病理学の知見をもとに理論的な特徴づけを行い, 脱暴力のための加害者臨床論について臨床社会学的検討をくわえてきた。そのために虐待家族への「介入後支援」の場をつくり, 児童相談所の虐待家族へのケースワークと併走し, 家族臨床社会学的なケースセオリーの構築をとおして家庭内暴力の解決をめざすことに関わってきた。具体的には, 大阪市・大阪府・堺市の児童相談所, つまり全府的な対応として申請者が組織した, 虐待する父親のグループワークの場である「男親塾」の実践である。その参与観察を行いながら研究してきた。

また, これまでの申請者のDV加害者更生支援の取り組み, N少年刑務所における性犯罪者処遇における認知行動療法の実践の経験も踏まえ, 臨床男性性ジェンダー論の視点を伝統的な認知行動療法実践に結びつけ, 臨床社会学による脱暴力支援として体系化すべきことをもとにした事例観察を計画した。

さらに, 本研究は, 脱暴力への公共政策(親密な関係性における暴力対策)をささえる諸研究の国際的動向を踏まえ, 加害者臨床論についての制度形成を提案する基礎作業としても位置づけている。その際に, 単に先行する加害者臨床プログラムとその制度設計・デザインの入力ではないこと, さらに日本における家族システムは社会問題対策としては独特なフェーズがあることの二点を考慮すべきだと考えた。

本研究は4年間かけて実施された。まずは脱暴力の更生と支援の場をつくった(男親塾)。大阪市・大阪府・堺市の児童相談所と連携して研究をすすめた。虐待する家族の父親に対して参加を呼びかけ, ケースワークと併走するかたちでグループワークと個別面談を実施してきた。加害者たちと対話し, 家族システムに内在する暴力に関する臨床社会学的な「介入後支援」をもとにして意識・行動と関係性が変容していく過程を記述することとした。脱暴力・離脱研究としては, 暴力加害の類型化を行いつつ, 20家族の経過観察を行っている。家族の再統合や分離過程のケースワークと研究期間は合致しないが, その過程を切り取り研究対象とした。

その際, 次の諸点に留意して臨床社会学的なグループワークと面接を行い, 暴力の認知と行動が変化する過程を観察した。虐待的パーソナリティ論が描く個人の特徴, 行動上の特徴, 生育歴(ライフストーリー), ジェンダー意識, 問題解決過程における暴力選択の程度に着目した行動観察である。暴力加害の個々の出来事ではなく, 個人として暴力を肯定して生きてきた人生の経過を重視した。さらに, 社会が暴力を肯定する物語を意識的に環流させている様子を観察した。

これらのことをとおして, 加害者臨床は, ケースを基本とした個別性への対応と, 社会のもつ暴力性と男性性との交差にも対応した社会臨床でもあるべき特性があることを浮かびあがらせた。それをもとにして, 暴力行為者のパーソナリティや心理問題に還元しない臨床社会学的な実践と理論の必要性を根拠づけた。

手法としては, 男親塾に参加している加害男性たちの暴力のエピソードとその説明(動機の語彙の表出)をもとにして家族の相互作用についてのマイクロエスノグラフィ的な観察を行い, 事例研究としてケースワークの実践を記述した。また, ケース担当者との情報共有, 分離されている子どもの現状の把握, 親子交流の経過の観察, 再統合過程の観察という「介入後支援」の経過を毎回のグループワークや面談に重ねて記述した。男性性ジェンダーと家族システムのなかで当該の父親が占めるパワー構成上の特徴が交差するところに着目した暴力臨床論をケースセオリーとして組成することとした。その際に, ホモソシアル的な男性的身体と行動の観察, 男性性のジレンマの言語化, 暴力を説明する動機の語彙(言語的構築=Men's Talk)の収集, 暴力の中和化・正当化過程の観察, 親密な関係性の構成のされ方を対象にして記述す

ることとした。

グループワークと面談に關係する暴力加害当事者が暴力を選択して生きている人生シークエンスの、なかでもその「分岐点 (= 結節点)」のように機能している社会的出来事を取り出すこととした。その社会的出来事は虐待・暴力を生成させる方向に状況を意味づけ、行動化させるように機能しているので、虐待・暴力をなくしていく契機を諸資源としてその分岐点に布置し、それを選択肢とすることで脱暴力へと変容していく過程を明らかにすることを意味している。つまり、暴力を生起させる「分岐点 (= 結節点)」を明確にすることで、暴力的な人生シークエンスを脱学習 unlearn する経路や条件を探ることができると想定した。これまでの研究での仮説としては、「葛藤の認知の仕方、行動化スタイル、生育歴 (ライフストーリー) の意味づけ、ジェンダー意識、問題解決方法の選択の心理 - 社会的諸相」が浮かび上がっているの、それらを参照して精査した。これらは「暴力へといたるキャリア」としてパス (道程) をつくと仮定し、暴力肯定のライフコースと位置づけて分析を行った。

また、これまでの男性研究からすると、そのライフコース (シークエンスやパス) のなかには虐待に至らなかった男性と比べると、葛藤の認知やその解決手段の選択の仕方において連続性と不連続性があると考えられることができる。対人暴力問題も単に暴力加害が問題となるだけでなく、暴力加害やそのおそれ・リスクとかかわる男性性の連続体 (スペクトラム) において暴力行動を把握すべきことを想定し、その分岐点 (= 結節点) の抽出こそが脱暴力・離脱のための臨床社会学な介入後支援の研究にとって重要になると考えた。

まとめると、狭義の犯罪的行為として暴力行動だけにフォーカスするのではなく、男性性と親密さにかかわる対人相互行為 (シークエンス分析) のなかで脱暴力支援への要援助性 (ニーズ) を見立て、社会的資源を配置し、加害者のもつ暴力を肯定する認知、行動、感情のシステムを置換していく手法としての加害者臨床実践、そして社会のもつ暴力性の縮減を総合した臨床社会学実践の具体的テーマとして親密な関係性における暴力への対応があることを指摘する手法をとることとした。

#### 4. 研究成果

(1) 親密な関係性における対人暴力加害の特性を抽出した。対人暴力にかかわる臨床社会学的な研究は、「非対称性問題群 (親子、夫婦、男女等)」という相互作用と関係性の特徴に根ざして暴力が生成している様子や家族システムを介して暴力が錯綜する過程を把握する。特に、男性性ジェンダーのもつ作用 (暴力を肯定、受容、許容する男性的な心身相関的作用)、社会のもつ暴力性の意味づけの環流 (特に正義やコントロールの観念が親密な関係性へと環流している事態)、自らが問題解決行動としての暴力を認知的行動的に選択していく生育の過程をもつことについて、事例をもとに明らかにした。

(2) 20 家族に関わり暴力を振るう男性たちとの対話を行った。脱暴力支援の場を形成することの必要性と、そこで展開される臨床社会学実践の内容について確定してきた。男性性ジェンダー論、そしてパワーとコントロールを含んだ親密な関係性としての家族システム論を両輪にして暴力生成の過程を位置づけることができた。

(3) 離脱過程を組織する際の政策・制度にとって、どんな臨床社会学的な機会と資源が用意されるべきかについて考察をくわえた。男性性ジェンダー論を加味した認知行動療法的なアプローチとナラティブの力 (グループワークや面談での動機の語彙の賦課とその内在化による意味構成) が奏功することを確認してきた。申請者が構築した場 (男親塾) について、その集団的治療効果や意識と行動変化への影響、加害者にとってグループワークの場がひとつの準拠集団となっていく様子、異なる動機の語彙の後付けによる暴力への気づきや行動変容等について公共社会学のかつ臨床社会学的な制度と臨床のエスノグラフィとして記述してきた。

(4) 暴力加害行為者の日常生活世界を特徴づけることにより、更生や脱暴力臨床に活かすべきポイントについて事例から確定した。4 年間かけた変化についてケースワークとともに追跡した。男親塾のグループワークには長い人で年に 24 回の参加となる。司法から受講参加命令制度がないので、グループワークや面談からドロップアウトする人もいるが、家族のやり直しや暴力のない離脱した生活への組み直しを持続するケースも多くあり、その過程を追いかけることができた。グループワークの記録、個人面談の記録、家族の動態についてのケースワーカーの記録をもとにしたデータは家族システムから暴力を除去していく際の介入後支援の理論構築に資する。これをもとにすることで脱暴力への社会制度と援助技法のメタレベルで次の研究への手がかりができた。

(5) これらの成果をまとめて、脱暴力にむけた離脱の臨床社会学実践を公共政策として展開する「治療的司法論」と、男性性ジェンダー論と認知行動療法的アプローチのミックスによるナラティブアプローチを提案した。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 (計 31 件)

中村正, 暴力の遍在と偏在—その男の暴力なのか、それとも男たちの暴力性なのか—, 現代思想, 査読無, 第 47 巻 2 号, 2019, 64-76

中村正, 臨床社会学の方法 (24) 暴力を乗り越える, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 9 巻 4 号, 2019, 20-29

- 中村正, 家族療法・ミニレビュー 暴力は多様な顔をして関係性に宿ることを読み解く, 家族療法研究, 査読有, 第 35 巻 1 号, 2018, 59-64
- 中村正, 妄想=暴走する男たち-ハラスメントの要の位置にある男性性ジェンダー, 臨床心理学, 査読有, 第 18 巻 5 号, 2018, 561-565
- 中村正, つながりすぎないこと, 青少年問題, 査読無, 65 巻秋季号 (第 672 号) 2018, 2-9
- 中村正, 治療的司法・正義の理論のために-ケアとジャスティスの統合をとおした問題解決のための理論・実践・制度, 法と心理, 査読有, 第 18 巻 1 号, 2018, 1-3, 6-13
- 中村正, 親しい関係性にやどる暴力について-DVを中心に-, 人権と部落問題, 査読無, 第 70 巻 12 号, 2018, 38-45
- 中村正, 臨床社会学の方法(23)暴力を認めるが加害を認めない人々との対話, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 9 巻 3 号, 2018, 21-30
- 中村正, 臨床社会学の方法(22)暴力の遍在と意識化, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 9 巻 2 号, 2018, 23-32
- 中村正, 臨床社会学の方法(21)生活世界-街の人びとの生きられた世界, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 9 巻 1 号, 2018, 22-31
- 中村正, 臨床社会学の方法(20)加害の語りを聴くこと, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 8 巻 4 号, 2018, 22-31
- 中村正, 臨床社会学の方法(19)社会病理学のゆくえ, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 8 巻 3 号, 2017, 25-34,
- 中村正, 臨床社会学の方法(18)回復(リカバリー), 対人援助学マガジン, 査読無, 第 8 巻 2 号, 2017, 24-34
- 中村正, 臨床社会学の方法(17)踏みとどまる力, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 8 巻 1 号, 2017, 21-31
- 中村正, 子どもを虐待する父親のグループワーク, 精神療法, 査読有, 43 巻 5 号, 2017, 71-75
- 中村正, 関係性を重視すべきこと-学校で性やジェンダーに関する指導をする際の配慮と工夫, 心とからだの健康, 査読有, 22 巻 11 号(No.240), 2017, 9
- 中村正, 孤立する関係性とドメスティック・バイオレンス: 三重の沈黙化作用(サイレンシング), 青少年問題, 査読無, 通巻 665 号, 2017, 10-17
- 中村正, 臨床社会学の方法(16)治療的司法, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 7 巻第 4 号, 2017, 22-32
- 中村正, 不安定な男性性と暴力, 立命館産業社会論集, 査読有, 第 52 巻第 4 号, 2017, 1-17
- 中村正, 暴力臨床の実践と理論 季刊 刑事弁護, 査読有, 87 号, 2016, 74-77
- ⑲ 中村正, 臨床社会学の方法(15)社会的孤立と感情的苦痛 嗜癖と嗜虐の背後にあるもの 対人援助学マガジン, 査読無, 第 7 巻第 3 号, 2016, 23-35
- ⑳ 中村正, 臨床社会学の方法(14)男らしさのラビリンス(迷宮), 対人援助学マガジン, 査読無, 7 巻 2 号, 2016, 28-39
- ㉑ 中村正, 臨床社会学の方法(13)社会構築主義, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 7 巻 1 号, 2016, 20-29
- ㉒ 中村正, 社会問題研究における社会構築主義と批判的実在論, 立命館産業社会論集, 査読有, 51 巻 4 号, 2016, 191-211
- ㉓ 中村正, 暴力臨床論の展開のために 暴力の実践を導く暗黙理論への着目, 立命館文学, 査読有, 646 号, 2016, 100-114
- ㉔ 中村正, DVのある家族への支援とは, 保健の科学, 査読有, 57 巻 6 号, 2015, 361-367, 2015
- ㉕ 中村正, 臨床社会学の方法(12)ブランド・ハプンスタンス-計画された偶発性, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 6 巻 4 号, 2015, 20-30
- ㉖ 中村正, 臨床社会学の方法(11)マトリックス-その暴力は偶然ではない, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 6 巻 3 号, 2015, 19-28
- ㉗ 中村正, 臨床社会学の方法(10)サイレンシング(沈黙化作用), 対人援助学マガジン, 査読無, 第 6 巻 2 号, 2015, 20-29
- ㉘ 中村正, 臨床社会学の方法(9)日常生活, 対人援助学マガジン, 査読無, 第 6 巻 1 号, 2015, 18-26
- ㉙ 中村正, DV 加害者の脱暴力への臨床実践, 日本医事新報, 査読無, 4771 号, 2015, 51,

〔学会発表〕(計 18 件)

- 中村正, 加害者臨床とパーソナリティ研究の対話: ダークトライアドを巡って, 日本パーソナリティ心理学会第 27 回大会, 2018
- 中村正, 性暴力加害者をなくすための「教育」からみた支援-「ジャスティスクライアント」とともに, 第 38 回日本性科学学会学術集会, 2018

中村正 他, 男性性の傷つきに敏感なジェンダー臨床論のために(その7)- 脱男性性をめぐるラビリンス(迷宮), 対人援助学会第10回大会, 2018

中村正, 村本邦子, 企画ワークショップIII「被災と復興の証人(witness)になる」とはどういうことだったか?-「東日本・家族応援プロジェクト」の活動を通して/「記憶の多様なかたち-震災・災害の表象論から」, 対人援助学会第10回大会, 2018

Tadashi Nakamura, JAPANESE STYLE OF THERAPEUTIC JURISPRUDENCE II: HOW CAN WE PUT THE NEW WINE INTO THE OLD BOTTLE?: Some Significant Points of Considering Japanese Experience of Therapeutic Jurisprudence for Developing Theory and Practice in Diversity, 第35回法と精神衛生国際学会, 2017

中村正, アディクションからの回復支援のネットワークの可能性 司法と福祉, 理論と実践は, 分かりあえるのか?, 第2回犯罪学合同大会・公開シンポジウム, 2017年

中村正, 企画シンポジウム「『わたし』をひらく - 生きることについての知を協働で編むことと社会問題研究」, 日本社会病理学会第33回大会, 2017

中村正, 治療的司法・正義の実践と理論, 第18回法と心理学会, 2017

國友万裕・中村正, 男性性の傷つきに敏感なジェンダー臨床論のために(その6)-男性をめぐるある青年の生きづらさの体験分析(ポスター発表), 第9回対人援助学会, 2017

中村正, 脱暴力に向けた保護者へのグループ・アプローチ 児相と民間(大学)の協働 日本子ども虐待防止学会第23回おおさか大会, 2016

中村正, 臼井正樹, 梁陽一, 対人援助学会理事会企画シンポジウム「相模原事件を考える」共同, 第8回対人援助学会, 2016

中村正・國友万裕, 男性性の傷つきに敏感なジェンダー臨床論のために(その5)-1980年代「ぼっち君」の大学生活にみる男性性ジェンダーの考察-共同, 第8回対人援助学会, 2016

中村正, 情状弁護の質的転換を考える 第17回法と心理学会, 2016

中村正, 山極寿一, 黒田公子, なぜ人間の子育てに共同保育が不可欠なのか? ~多様に協働・共同する子育てと暴力・虐待防止~ 日本子ども虐待防止学会第23回おおさか大会, 2016

Nakamura Tadashi, What we need to know about offender therapy, 第36回法と精神衛生国際学会, 2015

Nakamura Tadashi, Recent Movement of therapeutic justice in Japan, The 4th International AOTEARA, Conference on Therapeutic Jurisprudence, 2015

中村正, 國友万裕 男性性の傷つきに敏感なジェンダー臨床論のために(その4)-男たちの反応/表出困難性についての考察-, 第7回対人援助学会, 2015

中村正, 國友万裕, 対人援助学の課題としての男性問題, 第7回対人援助学会, 2015

〔図書〕(計7件)

中村正, 景井充, 杉野幹夫, "教育から学習への転換"のその先へ-Unlearningを焦点に大学教育を構想する-, 文理閣, 2019, 172(84-151)

中村正, 指宿信, 菅原直美, 西谷祐子他, 治療的司法の実践-更生を見据えた刑事弁護のために, 第一法規, 2018, 480(1-41, 349-366, 444-463)

中村正, 指宿信, 木谷明他, 犯罪被害者と刑事司法(シリーズ刑事司法を考える第4巻), 岩波書店, 2017, 301(254-275)

中村正, 高原正興, 樋口くみ子, 竹川郁雄, 岡邊健他, 関係性の社会病理, 学文社, 2016, 224(104-126)

中村正, 村本邦子, 荒木穂積, 団士郎, 尾上明代他, 臨地の対人援助学, 晃洋書房, 2015, 214(1-25, 191-198)

中村正, 山野目章夫, 中井康之, 竹下慎一他, 現代法律実務の諸問題, 第一法規, 2015, 920(513-548)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。